

岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領

平成29年9月12日
建技第399号

【沿革】平成29年9月12日付け建技第399号制定、平成30年2月6日付け建技第658号一部改定、平成30年7月13日付け建技第298号一部改定、平成31年2月27日付け建技第739号一部改定、令和元年12月12日付け建技第542号一部改定

(目的)

第1 建設産業における、適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実行計画により位置付けられている。

本試行要領は、県土整備部が所管する工事において週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル工事とは、完全週休2日又は週休2日相当を実施する工事をいう。
- (2) 完全週休2日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (3) 週休2日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であることをいう（港湾工事を除く）。
- (4) 4週7休とは、土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (5) 4週6休とは、土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (6) 4週8休（港湾工事）とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、休日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。なお、対象は工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日までとする。
- (7) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）。
- (8) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (9) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

(対象工事の選定)

第3 発注者は、原則として全ての工事をモデル工事の対象として発注することを標準とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 明確な工程上の制約がある工事
- (3) 営繕工事
- (4) その他、発注者がモデル工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）

(実施手続)

第4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に受注者希望型モデル工事の対象であることを明示するものとする。

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日への取組の有無を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、取組を行う場合は以下のとおりとする。

- (1) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
- (2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- (3) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (4) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を振り替えできるものとし、その場合においてもモデル工事として認めるものとする。

3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

4 受注者は、モデル工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。(A3判程度)

(発注者の責務)

第5 発注者は、モデル工事の実施に当たって、受注者が行う完全週休2日又は週休2日相当（以下、「完全週休2日等」という。）の取組に支障とならないよう、ワンデーレスポンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう務めるものとする。

(週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 実績工程表

- (2) 休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）
- 2 土日に現場作業をしていなければ現場閉所としてカウントする。
 - 3 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
 - 4 現場代理人等（監理技術者、主任技術者）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

（工事成績評定における評価、達成証明）

第7 発注者は、完全週休2日等の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
 - (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
 - (3) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績の減点を行わない。
- 2 発注者は、現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、第8に定める現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

（工事費の積算）

第8 受注者希望型にあつては、精算時に確認した現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、労務費の補正を行わない。

（1）一般公共（港湾工事を除く）、電気設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

（2）一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休 (港湾工事)
労務費	1.05

ただし、港湾7職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員、潜水世話役、船団長）については補正の対象としない。

(3) 一般公共（空港工事）

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
共通仮設費率	1.03	1.02	1.01
現場管理費率	1.04	1.02	1.01

(4) 機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.01
現場管理費率	1.05	1.04	1.02

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成29年9月12日建技第399号）

この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について（平成29年2月28日付け建技第708号）」に基づく完全週休2日制を推進する工事に選定している工事にも適用する。

附 則（平成30年2月6日建技第658号）

この要領は、平成30年2月6日から施行し、施行日以前に完成済みのモデル工事にも適用する。

附 則（平成30年7月13日建技第298号）

この要領は、平成30年8月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則（平成31年2月27日建技第739号）

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。ただし、達成証明書の発行については、平成31年2月27日から試行し、既に発行済みの工事についても全て新様式で再発行する。

附 則（令和元年12月12日建技第542号）

この要領は、令和2年1月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。

週休2日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
週休2日達成状況 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 完全週休2日 <input type="checkbox"/> 週休2日相当（4週8休） <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 4週8休（港湾工事）
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

〇〇広域振興局土木部

〇〇土木センター所長

印

特記仕様書記載例

【受注者希望型】

第2条工程関係

1～3 (略)

4 週休2日モデル

・本工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領に定める「週休2日制適用工事（受注者希望型）」である。

・受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。

・週休2日制の実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領」に基づき行うこと。

(以下略)

工事現場における週休2日実施明示の例

この工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事です。

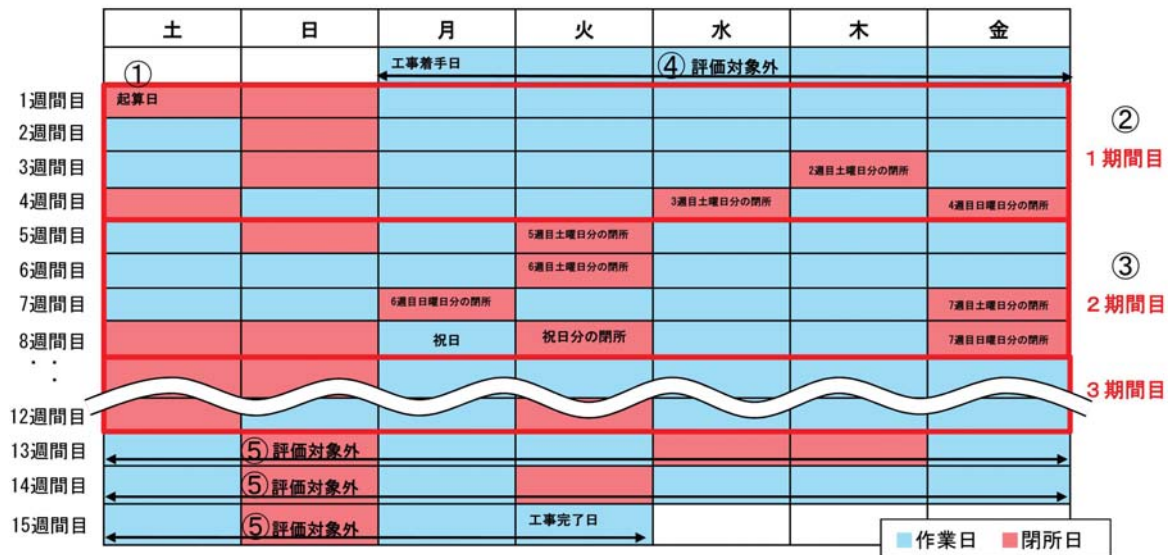
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電 話 0190-00-0000

1 (参考) 港湾工事における週休2日の取得状況の確認方法

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も対象)。
- ⑤ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。



2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 労務費補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数
- 補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトロラタム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない